

洋上風力発電に係る電源投資を確実に 完遂させるための更なる事業環境整備について

2025年9月11日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

1. 事業者選定後に実施される政策措置の適用について

2. 海域の占用期間に係る予見性の確保

前回（第35回洋上WG合同会議（8/26））の主な御指摘事項

選定後に実施される政策措置の適用及びそれに伴う計画変更についての考え方

- 「計画変更」という言葉を使うと、行政法の話でいうとかなり限定的な意味合いに使われることがあるため、「政策措置の変更」ぐらいで収めていただいたほうが良いのではないかと。
- 選定事業者のみならず、選定されなかった事業者の立場も考慮せざるを得ないため、私は「公募占用計画の一体性」という言葉を「公募の本質的変更」と表現した。
- 「政策的観点からの配慮措置」は、誰に対する配慮措置なのか。非落札者などの特定の人に対するものなのか、それ以外の一般的な配慮措置を含むのか、そのあたりを含めて慎重かつ柔軟に当てはめていただきたい。
- 考え方については基本的に賛同する。遡及適用の可否について整理、判断していく際には、事後的に選定事業者にとって不利益となる変更は基本的には認められないことが前提となるが、それは「政策措置の適用の必要性・合理性」に含むのか。予見性、信頼性の確保の観点から、考え方の中に盛り込んで明確化することも考えられる。
- 公募占用計画の一体性について、「同等以上」という言葉が必要以上に狭く解釈されてしまうと、今後の整理の際に悩ましいこともあるのではないかと。
- 「公募時点において、事業者に与えられていた予見性が担保されることが重要」という記載が最初にきちんと整理されていなければ、事後的にどのような政策措置を取ろうか、問題が起きるのではないかと。もう少し具体的に書く必要があるのではないかと。
- 国民負担の文脈では、施工業者や発電事業者も国民の一部であり、その事業者が、現在の状況において非常に多大な負担のために、結果的に事業を遂行できなくなっている。

前回（第35回洋上WG合同会議（8/26））の主な御指摘事項

選定後に実施される政策措置の適用及びそれに伴う計画変更についての考え方

- 風力発電事業が自然起因のみならず、インフレや社会情勢による影響が出る事業であるということを踏まえ、今後の公募やエネルギー基本計画の確実な実現も含めて公募制度を考慮する必要がある。
- 再公募については、発電事業者のコストに加え、洋上風力に実際に今携わっている企業を含めた地域・社会におけるコストも含め、丁寧に考慮すべき。
- 「政策措置の適用の必要性・合理性」、すなわち当該政策措置がエネルギー基本計画、再エネ海域利用法の目的に合致するか、総合的に国民全体の利益につながるかが非常に大きな観点。選定事業者が同等以上の計画で事業を継続できるというメリットと、国民負担の増加、制度全体の信頼性・継続性という2つのバランスで議論していくことになる。
- 事務局の提案に対して、委員の方々から積極的にさまざまな意見を頂き、おおむね了解が得られていると理解した。透明性のあるプロセスで丁寧な説明が必要だという点は重要で、中長期的に見て行政が信頼を得ないと、民間事業者との協力の下で進めるような政策がうまくいかなくなる。今後ともこのような透明性のあるプロセスでルール等を決めていくようお願いしたい。

選定後に実施される政策措置の適用及びそれに伴う計画変更についての考え方

- 過去及び将来の事業者選定プロセスに係る公募の信頼性を確保する観点から、公募時点において事業者に与えられていた、政策措置に係る予見性が担保されることが重要である。その上で、再エネ海域利用法に基づく公募における事業者の選定後に実施される政策措置の適用及びそれに伴う計画変更については、当該措置がもたらす様々な効果や影響を考慮しつつ、以下①～③の点を総合的に勘案し、その可否を判断すべきではないか。その際、透明性のあるプロセスで、丁寧な説明がなされることが重要である。

① 政策措置の適用の必要性・合理性

- ✓ 当該政策措置が、エネルギー基本計画、再エネ海域利用法の目的等に合致するか、総合的に国民全体の利益に繋がるか
- ✓ 当該政策措置が、電源横断的かつ一般的なものである場合、他の電源種を含め、他の再エネ発電事業者との公平性が確保されているか

② 公募における競争の要素に与える影響

- ✓ **供給価格**（国民負担の大きさ）
- ✓ **事業実施能力**（事業実施体制、資金・収支計画、事業スケジュール、発電設備の施工・維持管理・撤去の方法、サプライチェーンの強靱性、事業のリスク分析と対応 等）
- ✓ **地域調整・経済波及効果**（関係行政機関との調整能力、漁業等との協調・共生、国内・県内への経済波及効果）

③ 政策措置の適用前後における公募占用計画の一体性に与える影響

- ✓ 選定事業者が、選定当初の計画（発電容量、事業スケジュール等）から一体性を保って事業を継続できるか

- なお、当該政策措置の適用及びそれに伴う計画変更により、他の事業者等に影響が生じるおそれがある場合には、政策的観点からの配慮措置の要否を検討することも重要。

（参考）エネルギー政策の方向性

第7次エネルギー基本計画（2025年2月18日閣議決定）

IV. エネルギー政策の基本的視点（S + 3 E）

1. 総論

我が国のエネルギー政策の要諦は、**安全性（Safety）を大前提に、エネルギー安定供給（Energy Security）を第一として、経済効率性の向上（Economic Efficiency）と環境への適合（Environment）を図るという、「S + 3 Eの原則」**にある。

特に、我が国は、すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれているといった地理的制約を抱えているため、安全性の確保を大前提に、3つのE（エネルギー安定供給、経済効率性、環境適合性）の最適なバランスを追求していくことが、エネルギー政策の基本的視点となる。（中略）

V. 2040年に向けた政策の方向性

3. 脱炭素電源の拡大と系統整備

（2）再生可能エネルギー

① 総論

（中略）今後とも、エネルギー政策の原則であるS + 3 Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、**地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す。**

（中略）**F I P制度は、再生可能エネルギーの電力市場への統合の鍵となるものであり、電力システム全体のコスト低減、再生可能エネルギーの出力制御量の抑制等にも寄与することから、制度の更なる活用を進める。**（中略）

③ 風力発電

（中略）投資が大規模かつ総事業期間が長期間にわたることから、収入・費用の変動リスクに対応できる強靱な事業組成を促進し、**洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させるために必要な規律強化や環境整備を進める。**（中略）

（参考）エネルギー政策の方向性

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律

第一条 この法律は、**海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み**、海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）に規定する海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、**我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。**

公募占用指針改訂案におけるFIP移行を可能とすることの明確化について

- 公募実施時にFIT制度を前提とした計画の提案を求めた第1ラウンドの公募占用指針における今般のFIP移行を可能とすることを明確化する措置については、以下のとおり評価されるのではないか。
 - ① 政策措置の適用の必要性・合理性
→FIP制度は、電力システム全体のコスト低減、再エネの出力制御量の抑制等にも寄与するものとして推進されており、電源横断的かつ一般的に適用されている。
 - ② 公募における競争の要素に与える影響
→公募における競争の各要素に変化は生じない（国民負担は変わらない）。
 - ③ 政策措置の適用前後における公募占用計画の一体性に与える影響
→FIP移行を伴う計画変更について、資金・収支計画が悪化しない限り、計画の一体性は損なわれない。
- 一方、これまでの議論において委員や有識者からは、以下のような指摘があった。
 - 長崎県五島市沖の公募占用指針に係るパブリックコメントの回答は、誤解を招きかねない記述ではないか。
 - FIP制度の詳細設計の検討時にはFIP移行をするか否かを事業者が選択できるという方向性が明示され、FIP制度の施行のタイミングで、全電源共通でFIP移行が可能である旨が記載された価格告示が施行された一方で、政府は、洋上風力に関する公募占用指針の改訂が行われることについても予見性を与えるべきであったにもかかわらず、十分な説明をせずに、結果として多くの事業者において、洋上風力に関するFIP制度適用に係る政府の考えと異なる認識が生まれたことについて政府は反省をすべきではないか。
 - 政府の説明不足の結果、公募制度に係る予見性が事後的に損なわれたとの信頼性についての懸念を生じさせたのではないか。
 - こうした中で、政府は、第1ラウンドの事業者がFIP移行をした場合に第2・3ラウンドの選定事業者のPPAのオフテイクの獲得における競争条件に変化が生じるおそれがあるとの懸念を生じさせている点を重く受け止め、適切な配慮措置を講じるべきではないか。
- 以上の点を踏まえ、第1ラウンドの公募占用指針におけるFIP移行に係る規定の整備について、まずは第2・3ラウンドの選定事業者の事業環境整備の検討と具体化を進め、その状況を確認した上で最終整理を行うこととしてはどうか。なお、FIP移行の明確化に係る部分以外の公募占用指針改訂案については、早期に施行することとしてはどうか。

1. 事業者選定後に実施される政策措置の適用について

2. 海域の占用期間に係る予見性の確保

前回（第35回洋上WG合同会議（8/26））の主な御指摘事項

海域の占用期間に係る予見性の確保

- 占用許可の更新を希望するときは、占用許可の更新が認められることを原則とするということで、延長が可能になりそうで一安心した。
- 占用許可の更新が認められることを原則という方向にしてください感謝。 占用許可審査基準について、延長の場合は新規の占用許可と全く同じ条件や手続きが必要なのかという観点ではもう少し詳細を議論する必要があると考えている。 各項目が満たされているかという判断に何をを用いるかは、各プロジェクトの実態に合わせて、事業者、関係者とのコミュニケーションをしっかりとっていただきたい。
- 風車の耐用年数は基本的に25年間超となっており、長く運転を続けれるほど、全体的にエネルギーのコストが下がるため、このような変更はありがたい。 今後の希望として、風力の技術の進歩に合わせて、再エネ海域利用法における占用期間を、30年から40年に延長いただくことを期待する。
- 更新を原則とするということを明確にいただいたのは大変良かった。 占用許可審査基準における延長時の審査基準について、各項目ごとにより明確化が必要な項目がないか、あるいは考え方を示す必要がないかというところは、事業者の意見も聞きながら必要に応じて検討いただきたい。
- 諸々の必要性を考えた上で、この改定案を採用することでよろしいと思う。 他方本来は公物に一定の制約を新たに加えるわけであり、必要性、合理性だけでは説明できず、法律を改正すべき事柄である。 また、更新の限界も議論をするべきであると考える。さらに、基準の適合性は、現行法上の更新というのは実質新規の許可と考えており、新規の許可と同様に厳格な運用をしていただきたい。
- 期間が延長されると、地域で発電された電力の利用や新規に立地した企業が継続して事業ができるようになる等、いい面もあると思っている。占用許可更新の希望があった際には、占用許可審査基準に適合するかでしっかり判断いただきたい。

海域の占用期間に係る公募占用指針の改訂について

- 前回、海域の占用期間に係る一般海域における公募制度の運用指針（以下、運用指針）の改訂案を提示したところ、改訂の方向性について、概ね了承をいただいたところ。
- 今後、パブリックコメントを経て、運用指針が改訂された場合、この運用指針の下、次回の公募占用指針を策定することとなる。
- 一方、これまでの第1～3ラウンドの公募占用指針における公募占用計画の認定有効期間終了後の扱いについては、策定当時の運用指針に基づき、規定されているところ、今般の運用指針の改訂案を受けて、過去ラウンドの公募占用指針も同様の運用とするよう見直してはどうか。
- その際、選定後に実施される政策措置の適用に係る考え方に照らし、海域占用期間に係る第1～3ラウンドの公募占用指針を運用指針の改訂案に合わせて見直す措置は、以下のとおり評価されるのではないかと。
 - ① 政策措置の適用の必要性・合理性
→ 既存施設の有効活用の観点からも運用指針が見直され、各海域の運用を統一するという点で合理的であり、事業の予見性を確保する点から必要性も認められる。
 - ② 公募における競争の要素に与える影響
→ この措置を適用したとしても、当初の占用期間については、再エネ海域利用法に基づき最大30年間であることは変わらず、競争の公平性に影響は与えない。
 - ③ 政策措置の適用前後における公募占用計画の一体性に与える影響
→ 一定の要件の下、認定公募占用計画の有効期間終了後における当該促進区域内海域の占用許可の更新を原則認めることとしたものであり、公募占用計画の一体性は損なわれない。
- 以上のことから、運用指針の改訂案を踏まえて、第1～3ラウンドの海域の占用期間に係る公募占用指針について、早期に見直すこととしてはどうか。ただし、公募占用指針の見直しに当たっては、運用指針を改訂した後に、パブリックコメントを実施することとなる。

海域の占用期間に係る公募占用指針の改訂案について

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針		
【改訂案】	令和4年10月以降の公募	令和4年10月までの公募
第2章（4）3） なお、認定有効期間の終了後の占用については、選定事業者が、本法第10条第1項に基づく占用許可の更新を希望するときは、①当該促進区域を引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②選定事業者が事業を継続することが、電力の安定的・経済的な供給の観点から合理的であること、③選定事業者による占用が占用許可審査基準に適合していることの全てに該当する場合、当該占用許可の更新が認められることを原則とする。 （中略） 第6章（2）3）i） ※ なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用の取扱いについては、第2章（4）3）「占用の期間」に記載のとおりである。 ※公募占用計画の認定の有効期間の終了後における促進区域内海域の占用許可の更新を前提とした公募占用計画の作成・提出は認められない。 （中略） 第9章（7）2）i） なお、第2章（4）3）に記載のとおり、一定の要件に該当する場合、本法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることを原則とする。選定事業者が認定有効期間終了後における促進区域内海域の占用の許可の更新を希望する場合は、公募占用指針に記載された維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占有の期間を含む。）を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣は適切に占用許可期間を審査した上で占有の許可を与えるものとする。	第2章（4）3） なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、占用許可期間内に事業者が洋上風力発電設備を撤去した後、事業者を改めて公募することを原則とする。ただし、①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③占用許可審査基準に適合していることの全てに該当した場合、法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。 （中略） 第6章（2）3）i） ※ なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用の取扱いについては、第2章（4）3）「占用の期間」に記載のとおりである。 ※公募占用計画の認定の有効期間の終了後における促進区域内海域の占用許可の更新を前提とした公募占用計画の作成・提出は認められない。 （中略） 第9章（7）2）i） なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用の取扱いについては、第2章（4）3）占有の期間に記載のとおりである。認定有効期間終了後における促進区域の占有を継続する場合には、再度、占有のために国土交通大臣の許可をとる必要がある。 占有の許可を更新する場合は、公募占用計画で定める維持管理、撤去の方針に沿った新たな占有計画（占有の期間を含む。）を提出し、それを許可条件として許可を与えるものとし、この際、適切に占有許可期間を審査する。	第2章（4）3） なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、当該期間の終了前に、経済産業省と国土交通省が促進区域内海域の利用又は保全及び国民負担軽減等の観点から新たに公募を実施せず、占有の延長の申請を認めると判断し、かつ、事業者が改めて占有のための国土交通大臣の許可を取得した場合に、占有の更新が認められる。 （中略） 第6章（2）3）i） ※ なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、当該期間の終了前に、経済産業省と国土交通省が本促進区域内海域の利用又は保全及び国民負担軽減等の観点から新たに公募を実施せず、占有の延長の申請を認めると判断し、かつ、事業者が改めて占有のための国土交通大臣の許可を取得した場合に、占有の更新が認められる。 （中略） 第9章（7）2）i） なお、認定有効期間終了後における促進区域の占有を継続する場合には、再度、占有のために国土交通大臣の許可をとる必要がある。 占有の許可を更新する場合は、公募占用計画で定める維持管理、撤去の方針に沿った新たな占有計画（占有の期間を含む。）を提出し、それを許可条件として許可を与えるものとし、この際、適切に占有許可期間を審査する。

海域の占用期間に係る運用指針の改訂案

一般海域における占用公募制度の運用指針

【改訂案】

2章2.2) ①

なお、認定有効期間の終了後の占用については、選定事業者が、**本法第10条第1項に基づく占用許可の更新を希望するときは**、①当該促進区域を引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②**選定事業者が事業を継続することが、電力の安定的・経済的な供給の観点から合理的であること**、③選定事業者による占用が占用許可審査基準に適合していることの全てに該当する場合、**当該**占用許可の更新が認められることを**原則とする**。

(中略)

第4章1. (1) 2)

なお、第2章2.(1)2)に記載のとおり、一定の要件に該当する場合、本法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることを**原則とする**。選定事業者が認定有効期間終了後における促進区域内海域の占用の許可の更新を希望する場合は、公募占用指針に記載された維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む。）を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣は適切に占用許可期間を審査した上で占用の許可を与えるものとする。

【現行】（令和4年10月改訂以降）

2章2.2) ①

なお、認定有効期間の終了後の占用については、占用許可期間内に選定事業者が洋上風力発電設備を撤去した後、当該促進区域において発電事業を行おうとする事業者を改めて公募することを原則とする。

ただし、①当該促進区域を引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②当該促進区域において発電事業を行おうとする事業者を再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③選定事業者による占用が占用許可審査基準に適合していることの全てに該当する場合、本法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。

(中略)

第4章1. (1) 2)

なお、第2章2.(1)2)に記載のとおり、一定の要件に該当する場合、本法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。選定事業者が認定有効期間終了後における促進区域内海域の占用の許可の更新を希望する場合は、公募占用指針に記載された維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む。）を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣は適切に占用許可期間を審査した上で占用の許可を与えるものとする。

令和3年2月17日第7回合同会議【資料1】より抜粋

- 選定事業者は、再エネ海域利用法第10条に基づき、最大30年の占有許可を受けることが可能とされている。
- 他方、「再生可能エネルギー等に関する規制改革要望」の中で、政府に対して以下の要望が寄せられている。
 - ・「現状の（最大の占有期間）30年では、開発・撤去期間を考慮すると、実質的には20年しか運営できない。」
 - ・「近時の洋上風力発電所において使用されている部品の耐用年数は30年から35年程度であり（略）開発・建設及び撤去期間を含んだ30年に10年から15年間程度追加した運転期間を見込むことができれば、追加期間の見込み収入をもとに、コストを多くて10%程度減少させることができ、発電コスト（ひいては国民負担）を低減することが可能となる。」
- 約30年後の洋上風力発電を取り巻く状況や、海域利用の状況を予見することは困難であるため、現時点で具体的かつ詳細な判断基準を示すことは困難である。しかしながら、可能な限り事業者の予見性を高める観点より、現時点で提示できる「占有許可の更新に関する基本的考え方」として、以下の通りとしてはどうか。

- ・原則として、占有許可期間内に事業者が洋上風力発電設備を撤去した後、事業者を改めて公募することとすべきである。
- ・ただし、占有許可の更新は、①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③占有許可審査基準に適合していることの全てに該当した場合、認められることがあり得る。
- ・なお、上記判断は、事業者の事業継続の判断や撤去工事の準備のタイミング等も考慮し十分に余裕をもって行うこととする。

- 当該区域を当該時点においても引き続き促進区域として指定する（し続ける）ことが、促進区域指定の要件と照らして妥当であること

- 占有許可を更新し、既存の発電事業者が事業を継続することが、再度公募するよりも、電力の安定的・経済的な供給の観点から合理的であること

- 占有許可の審査基準に適合していること
（関係漁業者の了解を得ていること、促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと、洋上風力発電設備が適切に維持管理されていて、引き続き要求性能を満足していること 等）

(参考) 促進区域の指定基準と占用許可審査基準

- 促進区域の指定基準は再エネ海域利用法において定められている。
- 占用許可審査基準については、促進区域内海域の占用、土砂の採取、施設又は工作物の新設又は改築、海底の掘削、廃物の投棄等にあたって、すべからく適用されるものである。

促進区域の指定基準

再エネ海域利用法

第8条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって次に掲げる基準に適合するものを、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定することができる。

- 一 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施について気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること。
- 二 当該区域の規模及び状況からみて、当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、海洋再生可能エネルギー発電設備を適切に配置することが可能であると認められること。
- 三 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること。
- 四 海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること。
- 五 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。
- 六 漁港及び漁場の整備等に関する法律(中略)の規定により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法(中略)に規定する港湾区域、(中略)都道府県知事が公告した水域、海岸法(中略)の規定により指定された海岸保全区域、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(中略)に規定する低潮線保全区域又は(中略)公告した水域と重複しないこと。

占用許可審査基準

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域等許可規則（地方整備局規則）

第7条 局長は、第4条第1項の許可を受けようとする者から、促進区域内海域占用許可申請書(第1号様式)、(中略)の提出があった場合は、次に掲げる事項について遅滞なく審査を開始するものとする。

(1) 法第17条第2項に基づき公示した海域の占用

- ① 法第17条第1項に基づき認定された公募占用計画に適合していること
- ② 協議会の構成員である関係漁業者の団体その他の利害関係者の了解を得ていることが書面にて確認できること
- ③ 促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと
- ④ 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置により占用する場合においては、当該設備が適切に維持管理され、かつ、当該設備が備える係留施設に必要とされる性能が港湾法第56条の2の2に定める基準を満足するものであること

(2) (1) 以外の場合における促進区域内海域の占用

- ① 占用の目的が適正であること
- ② 占用の期間が適正であること
- ③ 占用の場所が適正であること
- ④ 占用の方法が適正であること
- ⑤ 船舶の航行に支障を及ぼさないこと
- ⑥ 安全対策及び環境対策が適正であること
- ⑦ 当該占用により影響を受ける、協議会の構成員である関係漁業者の団体その他の利害関係者の了解を得ていることが書面にて確認できること
- ⑧ 促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと
- ⑨ 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置により占用する場合においては、当該設備が適切に維持管理され、かつ、当該設備が備える係留施設に必要とされる性能が港湾法第56条の2の2に定める基準を満足するものであること

(3) 土砂の採取(略)

(4) 施設又は工作物の新設又は改築(略)

(5) 海底の掘削又は切土その他海底の形状を変更する行為(略)

(6) 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域ごとに国土交通大臣が指定する廃物の投棄(略)

（参考） 参照条文

- 認定公募占用計画の有効認定期間が終了した後、選定事業者が占用許可を更新し、事業を継続する場合、許可が認められる占用期間は最大10年となる。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）（抄）

（促進区域内海域の占用等に係る許可）

第十条 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域（政令で定めるその上空及び海底の区域を含む。以下「促進区域内海域」という。）において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、促進区域内海域の利用又は保全に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める行為については、この限りでない。

一 促進区域内海域の占用

二 土砂の採取

三 施設又は工作物の新設又は改築（第一号の占用を伴うものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、促進区域内海域の利用又は保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為

2 国土交通大臣は、前項の行為が促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしない。

3 （略）

4 第一項の許可に係る同項第一号の促進区域内海域の占用の期間は、三十年を超えない範囲内において政令で定める期間を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

5 （略）

6 （略）

7 （略）

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令（平成三十一年政令第四十六号）（抄）

（占用の期間）

第五条 法第十条第四項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる占用の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 容易に移転し、又は撤去することができる構造の施設又は工作物による占用 五年

二 法第十九条第一項に規定する認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による占用 三十年

三 前二号に掲げるもの以外の占用 十年